

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施

土地改良区の設立の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

廃川敷地の生成

◇ 選管告示

昭和六十一年七月六日執行の衆議院議員総選挙鳥取県選

挙区の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他

の収入並びに支出の報告書の要旨

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議

員選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその

他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇ 公安告示

遊技機の型式の認定

昭和六十一年八月鳥取県告示第六百八十二号中訂正

◇ 正 誤

## 告 示

鳥取県告示第六百九十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米  
子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四  
十三条の規定により告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十一年九月八日 午前十時から  
午後三時まで 米子市 米子市勤労青少  
年ホーム

昭和六十一年九月九日 " " 米子市住吉公民  
館

昭和六十一年九月十日 " " 米子市義方公民  
館

昭和六十一年九月十一日 " " 米子市就將公民  
館

昭和六十一年九月十二日 " " 鳥取県立米子図  
書館

昭和六十一年九月十七日 " " 米子市啓成公民  
館

昭和六十一年九月十八日 午前十時三十分から  
午前十一時三十分まで " " 山陰労災病院

午後一時から 午後二時三十分まで	鳥取大学附属病 院
午後三時から 午後四時まで	国立米子病院
午前十時から 午後二時まで	鳥取県立米子凶 書館

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、佐治村土地改良区については、昭和六十一年八月五日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十三号

日南町土地改良区が行う土地改良事業（石見地区維持管理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場及び日野郡日南町生山六一九日南町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十四号

用瀬町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地区ほ場整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業石見地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があ

るときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十六号

倉吉市鴨河内二五三森本茂ほか五人の者が共同（生竹共同施行）して行う土地改良事業に係る生竹地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業宮谷地区農道舗装）を昭和六十一年八月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）小河内地区区画整理）を昭和六十一年八月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字泉谷四五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市立尚徳小学校建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市榎原字鋤ノ前及び字九日市地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第七百一号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の種類

千代川水系に係る一級河川小畑川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十一年八月八日

三 廃川敷地の位置

八頭郡八東町大字三浦字向河原三三〇―二地先から同大字字サカ林三

二六地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九一〇・一五平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十一年七月六日執行の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年八月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
13,865,700円
- 3 報告書の要旨

候補者名	相沢英之	所属党派	自由民主党
氏名	相沢英之	所属党派	自由民主党
出納責任者	小笹俊造	所属党派	自由民主党
期間	5月30日から 7月21日まで 第1回分		

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業) (寄附額)		人件費	2,555,000
自由民主 政 党 5,000,000		屋敷費	666,950
自由民主 政 党 5,000,000		選挙事務所費	659,000
全商工 政治団体 500,000		集合会場費	7,950
政治連盟		通信費	950,451
日本柔道 300,000		交通費	1,213,134
日警復師福 300,000		印刷費	1,928,100
社連		広告費	1,613,020
		文具費	381,700
		食糧費	644,986
		宿泊費	186,000
その他の寄附	—	雑費	285,140
その他の収入	5,000,000		
今回計	10,800,000	今回計	10,374,481
前回計	—	前回計	—
計	10,800,000	計	10,374,481

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
13,865,700円
- 3 報告書の要旨

候補者名	石破茂	所属党派	自由民主党
氏名	石破茂	所属党派	自由民主党
出納責任者	谷口寿雄	所属党派	自由民主党
期間	4月20日から 7月15日まで 第1回分		

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業) (寄附額)		人件費	1,882,500
自由民主 政 党 50,000		屋敷費	3,391,675
自由民主 政 党 50,000		選挙事務所費	1,800,875
自由民主 政 党 5,000,000		集合会場費	1,590,800
自由民主 政 党 5,000,000		通信費	11,540
自由民主 政 党 5,000,000		交通費	31,287
日本獣医 政治団体 100,000		印刷費	2,428,200
日師政治連 100,000		広告費	762,400
鳥取県建 100,000		文具費	82,090
鳥取県政 100,000		食糧費	404,400
鳥取県医 200,000		宿泊費	93,410
鳥取県政治 200,000		雑費	169,196
鳥取県政治 200,000			
日本商工 100,000			
連盟 100,000			
鳥取県医 200,000			
鳥取県政治 200,000			
連盟 200,000			
計		計	

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

全国小売 酒販政治 連盟	〃	100,000	〃	〃	〃
全国たば こ販賣政 治連盟	〃	50,000	〃	〃	〃
日本果樹 政治連盟	〃	200,000	〃	〃	〃
新政治調 査会	〃	5,000,000	〃	〃	〃
その他の寄附	11件	32,500	〃	〃	〃
その他の収入		2,000,000			
今 回 計		13,132,500	今 回 計		9,251,698
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		13,132,500	総 計		9,251,698

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者 氏名	熊谷信孝	所属党派	公明党
出納責任 者氏名	安木清一	期間	6月13日から 7月18日まで 第1回分

収入 円 支出 円

主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)(寄附額)	収入 円	支出 円
永田信一 建設業	50,000	選挙事務所費 949,700
小西敏子 無職	50,000	集合会場費 16,100
門田ミユキ 運輸業	100,000	通信費 374,570
山崎 幸会 社員	100,000	交通費 127,573
田中藤太郎	30,000	印刷費 1,688,394
岩泉鉄郎	50,000	広告費 992,178
細川義治 農 業	30,000	文具費 15,457
下田兼子	63,000	食糧費 478,925
熊谷 登会 社員	30,000	宿泊費 —
竹内淑子	30,000	雑費 362,657
尾崎盛正 サービス業	30,000	

川坂敏男	商 業	30,000	
仙田喜美子	無 職	30,000	
影山 宏	会 社 員	50,000	
渡部政弘	”	50,000	
尾崎静江	団 体 職 員	30,000	
小谷耶子	無 職	100,000	
高橋百合子	サービスマン	30,000	
山本康子	無 職	50,000	
岩見鉄郎	会 社 員	30,000	
その他の寄附	708件	3,577,000	
その他の収入		2,050,000	
今 回 計		6,590,000	5,440,554
今 前 計		—	—
総 計		6,590,000	5,440,554

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
- 1 選挙の種類  
昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
13,865,700円
- 3 報告書の要旨

候補者名	島田 允	所属党派	無所属	期間	5月29日から 7月19日まで	第1回分
氏名	鳥 羽 富太郎					
出納責任者	鳥 羽 富太郎					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人 家 費	2,430,000
— — —		件 屋 費	432,200
		選 務 費	432,000
		集 合 費	—
		通 信 費	55,770
		交 通 費	—
		印 告 費	—
		文 具 費	76,950
		食 糧 費	71,355
		休 泊 費	—
		雑 費	—
その他の寄附	—		—
その他の収入	6,000,000		—
今 回 計	6,000,000	今 回 計	3,066,275
今 前 計	—	今 前 計	—
総 計	6,000,000	総 計	3,066,275

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者	武部 文	所属党派	日本社会党	期間	5月20日から 7月6日まで	第1回分
氏名	石 橋 滝 治					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,710,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		屋敷費	630,250
全通信労働組合中央本部	5,000,000	選挙事務所費	483,850
日本社会党		集合会場費	146,400
党中央本部		通信費	472,748
政 党	7,000,000	交通費	872,630
		印刷費	2,172,494
		広告費	765,500
		文具費	479,609
		食糧費	99,299
		宿泊費	187,570
その他の寄附		雑費	282,880
その他の収入	4,000,000		
今 回 計	16,000,000	今 回 計	7,672,980
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	16,000,000	総 計	7,672,980

報告書受受理年月日 昭和61年7月17日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者	野坂浩賢	所属党派	日本社会党	期間	4月30日から 7月17日まで	第1回分
氏名	山 本 篤 行					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	555,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		屋敷費	1,678,010
日本社会党		選挙事務所費	1,678,010
党中央本部		集合会場費	—
政 党	8,000,000	通信費	499,393
		交通費	385,125
		印刷費	2,064,000
		広告費	1,333,900
		文具費	592,522
		食糧費	557,772
		宿泊費	416,180
その他の寄附		雑費	176,828
その他の収入	3,000,000		
今 回 計	11,000,000	今 回 計	8,258,730
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	11,000,000	総 計	8,258,730

報告書受受理年月日 昭和61年7月19日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者 氏名	平林鴻三	所属党派	自由民主党
出納責任者 氏名	有本健太郎	期間	5月27日から 7月15日まで
第1回分			

収 入	円	支 出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人 件 費	2,250,000
自由民主 政 党 5,000,000		家 屋 費	1,168,470
党本部		選挙事務所費	1,150,460
岡山陰合 同銀行 1,000,000		集合会場費	18,010
鳥取県税 政治団体 200,000		通 信 費	802,110
理士政治 政治団体 200,000		交 通 費	105,360
盟連		印 刷 費	—
鳥取県石 連 300,000		広 告 費	185,870
油政治		文 具 費	310,485
盟		食 糧 費	207,442
王子製紙 1,500,000		休 泊 費	—
王御米子工 場		雑 費	141,653
銀行			
全国旅館 政治団体 300,000			
政治連盟			
鳥取三洋 電機			
	300,000		

鳥取YK 産業(株)	—	300,000
鳥取信用 金庫	—	500,000
全国町村 会	—	500,000
鳥取県農 協	—	300,000
鳥取農政 協議会	—	—

その他の寄附	—	今 回 計	5,171,390
その他の収入	4,000,000	今 回 計	—
今 回 計	14,500,000	前 回 計	—
前 回 計	—	総 計	5,171,390
総 計	14,500,000		

報告書受理年月日 昭和61年7月12日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
13,865,700円
- 3 報告書の要旨

候補者名 出納責任者氏名	保田睦美 田原 勇	所属党派 日本共産党	期間 6月11日から 7月18日まで	第1回分
-----------------	--------------	---------------	--------------------------	------

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人件費	—
川西基次 医 師 100,000		家屋費	72,000
君野駿平 弁 護 士 100,000		選挙事務所費	70,000
松本光寿 “ “ 50,000		集合会場費	2,000
高橋敬幸 “ “ 50,000		通信費	110,851
貞光信之 医 師 130,000		交通費	—
伊谷周一 商 業 者 50,000		印刷費	982,000
百村 清 医 師 50,000		広告費	219,010
吉永正一 商 業 者 30,000		文具費	3,574
南 博 “ “ 100,000		食糧費	33,556
渡辺大修 団 体 役 員 30,000		宿泊費	36,000
日本共産党鳥取県支部		雑費	4,697
政党	615,688		

鈴木一郎 土 建 業	60,000		
その他の寄附	96,000		
その他の収入	—		
今 回 計	1,461,688	今 回 計	1,461,688
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	1,461,688	総 計	1,461,688

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年八月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

17,217,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野重信	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	渡 辺 寛大夫	期間	6月2日から 7月18日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家賃	2,360,000
鳥取県建設政治団体	100,000	選挙事務所費	605,600
政治連盟		集合会場費	555,100
全国たばこ政治連盟		通信費	50,500
〃	50,000	通交印	363,857
〃		信通刷	333,140
〃		費費費	2,089,960
〃		費費費	941,500
〃	200,000	印告具	223,937
〃	500,000	文食糧	596,944
〃		費費費	78,126
〃		費費費	328,587
その他の寄附	10,000	雑	
その他の収入	7,000,000		
今前回計	8,860,000	今前回計	7,921,651
前回計	—	前回計	—
計	8,860,000	計	7,921,651

報告書受理年月日 昭和61年7月19日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

17,217,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	宅野亮介	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	幅 田 千富美	期間	6月1日から 7月18日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家賃	—
船井昭一 団体役員	30,000	選挙事務所費	225,000
田中大蔵		集合会場費	222,500
〃	30,000	通信費	2,500
〃		通交印	43,542
〃		信通刷	2,574
〃		費費費	1,052,750
〃		費費費	315,020
〃		印告具	5,300
〃		文食糧	54,149
〃		費費費	63,800
〃		費費費	19,900
その他の寄附	201,000	雑	
その他の収入	—		
今前回計	1,782,035	今前回計	1,782,035
前回計	—	前回計	—
計	1,782,035	計	1,782,035

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
昭和61年7月6日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
17,217,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名 吉田達男	所属党派 日本社会党	期 5月7日から	分 第1回分
氏名 出納責任者 植田静夫		間 7月15日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人件費	432,000
吉田達男 政治団体 5,500,000		家屋費	538,250
後援会		選挙事務所費	538,250
鈴木竹志 農 業 50,640		集会会場費	—
		通信費	239,590
		交通費	273,744
		印刷費	2,680,000
		広告費	773,000
		文具費	167,893
		食糧費	199,690
		雑費	101,410
その他の寄附	—		595,714
その他の収入	2,000,000		
今前回計	7,550,640		6,001,291
今前回計	—		—
総計	7,550,640		6,001,291

報告書受理年月日 昭和61年7月21日 第1回報告分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年八月八日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製造業者名
遊技機の種類	ロイヤルエイト	豊丸産業株式会社
	ラブバック	
	スペースファンタジーP一	
	スペースファンタジーP二	
	スペースファンタジーP三	
遊技機	スーパー七パートⅡ	

エアポートII	エイトサンバ	ブルーエンジェルII	アリゲーターV	保安官	ガンマンP-12	招 福	エースナインII	スーパーセブパートVII
株式会社 三洋物産	株式会社 大同	株式会社 三共	株式会社 ソフィア	株式会社 大一商會				

正 誤

昭和六十一年八月鳥取県告示第六百八十二号（保安林の指定の解除について）中次の箇所（箇所）に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 十二から 道路用地とするため 道路用地とするため

十四まで （「次の図」は、省略し、

その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）